

令和2年 第2回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和2年 7月14日 開会

令和2年 7月14日 閉会

浦 白 町 議 会

## 浦臼町第2回臨時会

令和2年7月14日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第35号 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第36号 財産の取得について
- 5 議案第37号 財産の取得について

### ○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課主幹	明日見将幸君
くらし応援課長	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
産業振興課長	横井正樹君
建設課長	馬狩範一君
教育委員会事務局長	上嶋俊文君
代表監査委員	笹木政廣君

### ○出席事務局職員

局長	國田朋子君
書記	西川茉里君

◎開会の宣言

○議長

おはようございます。本日の出席人員は9名でございます。定足数に達しております。  
ただいまから、令和2年第2回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、  
よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、3番柴田議員、4番東藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第35号

○議長

日程第3、議案第35号 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案書の2ページをお開きください。

議案第35号 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年浦臼町条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月14日提出

浦臼町長 川畑智昭。

提案理由につきましては、指定管理者の指定手続きを円滑に進めるため、公募に対し申請する団体がいないときなどに対応するためでございます。

内容につきましては、別冊参考資料によりご説明いたしますので、資料の1ページをお開き願います。

新旧対照表にてご説明いたします。まず第5条第1項では、公募によらない指定管理者の候補者の選定等について、公募に対し申請する団体がいないときに対応するため、文言の修正を行うものでございます。

同じく、同項各号に、公募によらない指定管理者の候補者の選定できる条件を加えるものでございます。

次に第5条第2項中、当該出資団体等を前項で選定した団体に文言を改めるものでございます。

以上で改正内容についての説明を終わります。それでは議案書の3ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上が議案第35号 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第35号 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を

改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第36号

○議長

日程第4、議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第36号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和2年7月14日提出

浦臼町長 川畑智昭。

提案理由につきましては、昭和39年4月1日浦臼町条例第16号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づき、提案するものでございます。

1. 名称・種類・数量につきましては、ロータリ除雪車13トン級1台でございます。
2. 契約の目的につきましては、冬期間の町道等の除雪とし、令和2年社会資本整備総合交付金事業で購入するものでございます。
3. 契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。
4. 契約の金額につきましては、3,712万5,000円、うち消費税額337万5,000円でございます。
5. 契約の相手方につきましては、北広島市大曲中央1丁目2番地2、北海道川崎建機株式会社、代表取締役 丹野司でございます。

以上が、議案第36号の内容でございます。ご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第36号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第37号

○議 長

日程第5、議案第37号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋局長。

○教育委員会事務局長（上嶋俊文君）

説明いたします。

議案第37号 財産の取得について。

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和2年7月14日提出

浦臼町長 川畑智昭。

提案理由でございます。国のGIGAスクール構想によるもので、本町におきましては小学3年生以上の児童及び生徒に対し、一人一台のタブレットPCを整備するもので、議会の議決を要する契約となるものでございます。

1. 名称・種類・数量でございますが、浦臼小学校及び浦臼中学校学校情報機器（タブレット）等備品一式でございます。
2. 契約の目的につきましては、浦臼小学校及び浦臼中学校のICT環境の整備によるものです。
3. 契約の方法につきましては、指名競争入札によるものでございます。
4. 契約の金額です。1,067万円、うち消費税につきましては97万円でございます。
5. 契約の相手方でございますが、東京都千代田区外神田6-15-12、富士電機ITソリューション株式会社、代表取締役社長 及川弘との契約でございます。

以上が、議案第37号の説明です。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第37号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和2年第2回浦臼町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時09分